

下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会

下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、国史跡下野谷遺跡の保存、整備及び活用に関する下野谷遺跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため設置する、下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 国史跡下野谷遺跡の保存、整備及び活用に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

第3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 文化財保護審議会委員 1人
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 自治会長等の地域住民 2人以内
- (5) 職員 3人以内

2 委員の任期は、第2に規定する所掌事項についての検討の結果を教育長に報告する日までとする。

第4 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

2 懇談会の会議の傍聴者は、5人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。

3 前2項に規定するもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第7 報償

第3第1項第1号から第4号までに規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第8 庶務

懇談会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

下野谷遺跡保存活用計画策定懇談会名簿

◇懇談会委員

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎ たかはし りゅうざぶろう 高橋 龍三郎	早稲田大学文学学術院 教授
	○ たにぐち やすひろ 谷口 康浩	國學院大學 教授
	ささき ゆか 佐々木 由香	パレオ・ラボ 統括部長 昭和女子大学 非常勤講師
	あかし たつお 明石 達生	東京都市大学 教授
	しみず のぶひろ 清水 宣宏	東伏見小学校 校長
西東京市文化財保護審議会	つづき えみこ 都築 恵美子	練馬区 学芸員
公募による市民	おおげきみのり 大関 みのり	
	さかい としき 坂井 俊樹	
自治会等の地域住民	いわさき えいいち 岩崎 栄一	東伏見坂上自治会 会長
	おかだ いさむ 岡田 勇	東伏見商栄会 会長
西東京市職員	いがらし ゆたか 五十嵐 豊	生活文化スポーツ部産業振興課長
	たかい ゆずる 高井 讓 (28年度)	みどり環境部みどり公園課長
	もりした なおひこ 森下 直彦 (29年度)	
	まつもと さだお 松本 貞雄	都市整備部都市計画課長

(◎座長、○副座長)

◇指導助言

オブザーバー	あさの けいすけ 浅野 啓介	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官
オブザーバー	いとう としゆき 伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課 統括課長代理